

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況 (令和4年度)

法人名	日本行政書士会連合会	根拠法令名	行政書士法	(平成15年 3月 4日民間法人化)		
1. 法人の概要	業務の概要					
	行政書士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、行政書士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに行政書士の登録に関する事務を行うことを目的とする。(行政書士法第18条第2項)					
	役・職員数	理事長等	理事	監事	職員	
常勤		人	人	人	32人	
非常勤		7人	49人	3人	人	
2. 事業 (1) 運営費、補助金等		令和4年度(A)	令和3年度(B)	令和3年度比又は令和3年度差(A/B, A-B)	補助金等割合の低減化措置の取組の状況 (取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由)	
	総収入額	11.92 億円	10.08 億円	1.8億円	① 補助事業の段階的廃止	
	補助金等収入額(①)	0.03 億円	0.03 億円		② 自主事業による自己収入の拡大等	
	事業による自己収入額(②)	11.89 億円	10.07 億円	1.82億円		
	①/②×100(%)	0.25 %	0.30 %	▲0.05%		
	経常的運営費用(③)	12.66 億円	10.6 億円	2.06億円	③ その他	
	①/③×100(%)	0.24 %	0.28 %	▲0.04%		
(2), (3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無		(有・無)	有		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由		(事務・事業名)	行政書士の登録に関する事務		
			(理由)	行政書士法第18条第2項の規定による。		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理由		(理由)	日本行政書士会連合会の第一義的な目的が、会員の品位保持、業務の改善進歩のための指導連絡であるため。(行政書士法第18条第2項)		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)		(有・無)	無		
			(内容)	制度的独占となる事業ではない法定外の事務・事業については、特段の措置はとっていない。		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)		(有・無)	有		
		(内容)	業務、財務等に関する情報のインターネットによる公開			
制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容		(内容)	該当なし			
制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)		(有・無)	無			
		(内容)	該当なし			
(4) 手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無		有		手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	有
	名称(法令等に基づく検定等には※)	※	対価の額		算定根拠(法令等に基づく検定等については決定方法を付記)	
	登録手数料		25,000	円	(決定者) 総会の議決(手数料額は会則に規定)	(決定方法)
				円	総会議決後、総務大臣による会則の認可	
				円		
	対価を徴収する事務・事業の区分経理の有無	有		収支状況のインターネットでの公表の有無	有	
	対価を伴う自主事業の有無	有		法人における純利益額	円	
(5) 検査等の事務事業	法令等に基づく検査等の基準の内容					
	登録の申請に対し、行政書士となる資格を有し、かつ心身の故障など一定の事由に該当しない者と認めるときは登録をする。行政書士となる資格を有せず、又は心身の故障など一定の事由に該当する者と認めるときは登録を拒否する。					
						規定方法
						行政書士法に規定
(6) 外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注		無		法人の外注金額	円
	外注しなければならない理由					
	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容		(有・無)			
		(内容)				
(7) 事務・事業の公正性の担保措置	事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容(なければその理由)		(有・無)	有		
			(内容)	構成員に非行政書士を含む資格審査会の設置(行政書士法第18条の4)		
	役員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容(なければその理由)		(有・無)	有		
		(内容)	役員については会務執行規則、職員については事務局職員就業規則により守秘義務等が規定されている。			

3. 機関 (1) 役員 (除 監査役員)	役員選任規程の有無		有	左の規程がない場合、その理由			
	役員の定数		会長1 副会長5 理事50 監事3人 (理事のうち2名以内を専務理事、10名以内を常任理事とする)	上限と下限の幅がある場合はその幅	副会長 3人以上6人以内 理事 30人以上50人以内 監事 2人以上3人以内		
	役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		総会において、会長は選挙、その他の役員は選考により選任される				
	役員任期		2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) 年 (理由)	
	在任年齢に関する規定の有無		有	規定の内容		役員の内在年齢は、独立行政法人又は公益法人の取扱いの例による。この場合において、役員となる者が所属する単位の意見は、最大限尊重されるものとする。(会則第7条の2)	
	役職名	氏名	当初就任年月日	前職	前々職	常勤・非常勤	
	特定企業関係者、所管官庁出身者が1/3超の場合、その比率及び理由		同一業界関係者又は事務事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が1/2超の場合、その比率と理由				
	(比率) 1/3未満 (理由)		%	(比率) 57人/59人 (理由) 日本行政書士会連合会は、行政書士に係る共益的業務を主たる事業とする法人であり、役員は原則として会員の中から選任することとされている。(会則に規定)		%	
	役員報酬の支給基準の有無	有	一般への閲覧提供の有無	有	インターネットによる公表の有無	有	
	役員報酬の支給基準の内容			役員退職金の決定方法			
	会長 月額35万円 専務理事 月額25万円			退職金制度なし			
	役員会規程の有無	役員会の成立要件		役員会における議決要件			
	有	構成員の半数以上の出席		出席した構成員の過半数			
	(2) 監査役員	監査役員選任規程の有無		有	選任規程がない場合、その理由		
監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		総会において、選考により選任される。					
関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由		監査役員が理事を兼ねている場合、その理由					
該当なし(会員外監事を登用している)		該当なし(兼職者なし)					
監査役員任期		2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) 年 (理由)		
在任年齢に関する規定の有無		有	規定の内容		役員の内在年齢は、独立行政法人又は公益法人の取扱いの例による。この場合において、役員となる者が所属する単位の意見は、最大限尊重されるものとする。(会則第7条の2)		
役職名		氏名	当初就任年月日	前職	前々職	常勤・非常勤	
監査役員報酬の支給基準の有無		有	一般への閲覧提供の有無	有	インターネットによる公表の有無	有	
監査役員報酬の支給基準の内容			監査役員退職金の決定方法				
支給しない			退職金なし				

(3) 社団的性格の法人の総会等	総会等の成立要件の有無と内容		総会等における議決要件の有無と内容		
	(有・無) 有 (内容) 代議員の定数の3分の1以上の出席		(有・無) 有 (内容) 出席した代議員の過半数		
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容 (ない場合は、その理由)				
	(有・無) 有 (内容) 全単位会から選出される代議員 (代議員数は会員数に応じて割当) により総会を構成				
(4) 評議員会等	評議員会等における業務実績評価の実施状況		評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容		
			(有・無) (内容)		
	評議員会等の構成員の役員兼任の有無		役員を兼ねている場合、その構成比率 (兼務の役員数 / 評議員会等の構成員数 × 100)	%	
	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由				
	評議員選任規程の有無		左の規程がない場合、その理由		
	評議員定数		上限と下限の幅がある場合はその幅		
	評議員任期	年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数) 年 (理由)	
	在任年齢に関する規定の有無		規定の内容		
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が1/2超の場合、その比率と理由				
			(比率) (理由)	%	
	評議員会規程の有無	評議員会の成立要件	評議員会における議決要件		
4. 財務及び会計 (1) 会計基準の適用 (2) 余裕金の運用 (3) 長期借入金 (4) 引当金・特別法上の引当金	企業会計原則の適用の有無	無	その他法人の特性に応じ適用している一般的かつ標準的な会計基準名	公益法人会計基準	
	余裕金 (財産) の額及び具体的な運用方法	(余裕金の額) 1,819,199,082 (流動資産418,618,266 固定資産1,400,581,516) (運用方法) 銀行預金等		円	
	長期借入金の有無	無	長期借入金の返済計画の有無	無	
	長期借入金の確実な返済計画の内容	該当なし			
	引当金・特別法上の引当金等の額		引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無 (公表していない場合その理由)		
職員退職給与引当資産 30,225,855 中央研修所運営基金積立資産 131,000,000 災害助成基金積立資産 99,105,483 会館取得準備引当資産 725,532,720 報酬額統計調査費用引当資産 2,000,000 会員管理システム再構築引当資産 160,700,000 ホームページ及び会員対構築引当資産 15,000,000 周年記念事業引当資産 10,000,000 デジタル推進対策引当資産 50,000,000 制度推進対策引当資産 20,000,000 学術研究引当資産 10,000,000		(有無) 有 (理由)			
(5) 公認会計士監査	収支決算額	(収入) 11.92 (支出) 12.66 億円	収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の実施の有無	無	
	公認会計士監査を実施していない場合、その理由				
5. 株式の保有等 (1) 基金拠出又は出資 (2) 事業報告書への記載状況	公益法人、株式会社等への基金拠出の有無	有	公益法人、株式会社等への出資の有無	有	
	法定の資金供給業務として行う場合の基金拠出等の有無	無	財産の管理運用として行う場合の基金拠出等の有無	無	
	事業報告書への記載内容 (未記載の場合その理由)	間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20%以上のもの		法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上となっているもの	
	名称	①株式会社全行団 ②一般財団法人行政書士試験研究センター ③公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター			
	所在地	①東京都港区虎ノ門4-1-28虎ノ門タワーズオフィス10階 ②東京都千代田区一番町25番地全国町村議員会館3F ③東京都港区虎ノ門4-1-28虎ノ門タワーズオフィス10階			
	資本金	①945万円 ②5,000万円 (設立時) ③-			
	事業内容	①行政書士会会員を対象とした書籍の斡旋、共済事業、賠償責任保険の取扱い等 ②行政書士試験の施行事務、行政書士試験制度の調査研究等 ③後見人等の養成及び指導監督、成年後見制度に関する調査研究等			
	役員の状況	①代表取締役1、取締役3、監査役1 ②理事長1、副理事長1、常務理事1、理事6、監事2、評議員14 ③理事長1、理事18、監事3			
	従業員数	①6名 ②9名 ③3名			
	持ち株比率	①28.6% ②- ③-			
法人との関係	①出資者 ②出捐者 ③寄付者				
6. 情報公開 (1) 法人における業務及び財務等に関する公表	法人における業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無		同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由
	定款	有	有	有	
	役員名簿	有	有	有	

組合員等名簿	有	有	有	
事業報告書・附属説明書類	有	有	有	
損益計算書又は収支計算書	有	有	有	
貸借対照表	有	有	有	
法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	有	有	有	
監事の意見書	有	有	有	
事業計画書	有	有	有	
収支予算書	有	有	有	

(2) 所管官庁における業務及び財務等に関する公表		所管官庁における所管法人の業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無	無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由
定款		有		有	
役員名簿		有		有	
組員等名簿		無	行政書士法上、行政書士名簿は日本行政書士会連合会において管理することとされている	無	行政書士法上、行政書士名簿は日本行政書士会連合会において管理することとされている
事業報告書・附属説明書類		有		有	
損益計算書又は収支計算書		有		有	
貸借対照表		有		有	
法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書		有		有	
監事の意見書		有		有	
事業計画書		有		有	
収支予算書		有		有	
		所管官庁における所管法人に関する事項のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由	所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由（一部のみの実施の場合も含む）
名称		有		有	
所管する部局（担当局担当課等）の名称		有		有	
主たる事務所の所在地及び電話番号		有		有	
設立年月日		有		有	
代表者の職名及び氏名		有		有	
主な目的及び事業		有		有	
(3) 所管官庁におけるホームページ掲載	最新の業務及び財務等に関する資料			有	
	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令			有	
	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合				
(4) 退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無			有	
	公表している主な項目			公表していない場合、その理由	
	退職、氏名、主な経歴 （「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）、「公務員制度改革大綱」（平成13年12月25日閣議決定）及び「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成14年4月26日閣議決定）に基づく公表対象者である退職公務員に該当する者、である旨）				
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無			無	
	公表している主な項目			公表していない場合、その理由	
	該当なし			該当なし	
7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等					
(1) 指導監督の実績等	基準に基づく指導監督の実施の有無	無	指導監督の実績及びその主な内容		
	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	無			
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無	無	指導監督の実績及びその内容		
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無				
(2) 所管法人の事務事業の見直し	所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無	無	無い場合、その理由		
	当該見直し結果の公表の有無	無	無い場合、その理由		
	法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無	無	無い場合、その理由		
	政策評価を活用しつつ、3～5年を目途に定期的、一般的な見直し			法律の改廃を含めた所要の措置の実施の有無	所要の措置の結果の公表の有無
	事務・事業自体の必要性	無		無	
	事務・事業を当該法人に行わせることの必要性（特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならないか）	無		無	
	法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継続の必要性	無		無	
	法令の規程に基づく検査関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性	無		無	
	その他	無		無	
指導監督上補足すべき事項（指導監督基準の例外としている事項及びその理由等）					
<p>・法人の特性や実情等を踏まえ、基準の例外として整理している事項について、その理由等を記載する。</p> <p>・令和4年度末において基準未適合となっているが令和5年9月1日時点で基準適合となっている事項など、本資料に記載している令和4年度の状況に対して令和5年9月1日時点で既に重要な変更が生じている場合には、その概要及び年月日を記載する。</p>					
<p>○評議員会等による業務実績評価の実施</p> <p>・日本行政書士会連合会は、社会的性格の法人であって、総会が評議員会等と同様の役割を果たしていると認められることから、指導監督基準の例外としている。</p> <p>○株式会社等への出資</p> <p>・（有）全行団※は、行政書士会会員を対象とした共済事業、損害賠償責任保険の取扱い等を目的として、従来、日本行政書士会連合会が行っていた事業を引き継ぎ、設立されたものである。有限会社化した平成8年に、日本行政書士会連合会が出資している現在の指導監督基準ができる以前のことであり、（有）全行団の事業は行政書士制度の維持発展のために必要なものと認められることから、指導監督基準の例外としている。</p> <p>※なお、令和元年度に「（株）全行団」と商号変更した。</p>					

3. 機関 (1) 役員 (除 監査役員)	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職	前々職	常勤・非常勤
	会長	常 住 豊	R1.6.20	(行政書士)		非
	副会長	高 尾 明 仁	R1.6.21	(行政書士)		非
	副会長	宮 元 仁	R3.6.16	(行政書士)		非
	副会長	相 羽 利 子	R3.6.16	(行政書士)		非
	副会長	坪 川 貞 子	R3.6.16	(行政書士)		非
	副会長	松 村 和 人	R3.6.16	(行政書士)		非
	専務理事	金 沢 和 則	R1.6.21	(行政書士)		非
	専務理事	田 後 隆 二	R1.6.21	(行政書士)		非
	理事	相 場 忠 義	H29.6.23	(行政書士)		非
	理事	岡 田 秀 治	R3.6.16	(行政書士)		非
	理事	野 崎 径 裕	R3.6.16	(行政書士)		非
	理事	佐々木 政 勝	R3.6.16	(行政書士)		非
	理事	岩 崎 雅 幸	R3.6.16	(行政書士)		非
	理事	宮 本 重 則	R3.6.16	(行政書士)		非
	理事	水 野 晴 夫	R3.6.16	(行政書士)		非
	理事	四 本 平 一	R3.6.16	(行政書士)		非
	理事	古 川 正 美	R3.6.16	(行政書士)		非
	理事	安 野 光 宣	R3.6.16	(行政書士)		非
	理事	関 口 隆 夫	R1.6.21	(行政書士)		非
	理事	多 田 限 亨	R3.6.16	(行政書士)		非
	理事	秋 山 賢 治	H29.6.23	(行政書士)		非
	理事	山 本 準 一	H27.6.19	(行政書士)		非
	理事	有 賀 一 雄	R1.6.21	(行政書士)		非
	理事	平 岡 康 弘	R1.6.21	(行政書士)		非
	理事	前 田 望	R1.6.21	(行政書士)		非
	理事	森 伸 二	H29.6.23	(行政書士)		非
	理事	若 林 三 知	H29.6.23	(行政書士)		非
	理事	青 木 克 博	R3.6.16	(行政書士)		非
	理事	向 井 隆 郎	H29.6.23	(行政書士)		非
	理事	大 塚 謙 二	R3.6.16	(行政書士)		非
	理事	井 上 超 由	R1.6.21	(行政書士)		非
	理事	盛 武 隆	H21.6.19	(行政書士)		非
	理事	西 村 誠	R1.6.21	(行政書士)		非
	理事	服 部 真 和	R1.6.21	(行政書士)		非
	理事	中 嶋 章 雄	R1.6.21	(行政書士)		非
	理事	笠 野 義 二	H17.6.24	(行政書士)		非
	理事	大 口 晋	R3.6.16	(行政書士)		非
	理事	村 山 豪 彦	H29.6.23	(行政書士)		非
	理事	中 嶋 健 雄	R3.6.16	(行政書士)		非
	理事	野 津 好 正	R1.6.21	(行政書士)		非
	理事	川 口 隆 志	R1.6.21	(行政書士)		非
	理事	原 田 誠	R3.6.16	(行政書士)		非
	理事	杉 山 久 美 子	H25.6.21	(行政書士)		非
	理事	石 川 秀 幸	R3.6.16	(行政書士)		非
	理事	田 岡 崇	H27.6.19	(行政書士)		非
	理事	山 本 大 樹	H29.6.23	(行政書士)		非
	理事	田 村 公 隆	R3.6.16	(行政書士)		非
	理事	徳 永 浩	R3.6.16	(行政書士)		非
	理事	山 脇 正 隆	H29.6.23	(行政書士)		非
	理事	櫻 田 直 己	R3.6.16	(行政書士)		非
	理事	倉 橋 伸 一	R3.6.16	(行政書士)		非
	理事	濱 田 哲 郎	H29.6.23	(行政書士)		非
	理事	鶴 信 光	R3.6.16	(行政書士)		非
	理事	白 木 純	H29.6.23	(行政書士)		非
	理事	山 本 修 三	R3.6.16	(弁護士)		非
	監事	西 堀 俊 徳	R3.6.16	(行政書士)		非
	監事	岡 俊 江	R3.6.16	(行政書士)		非
	監事	増 田 由 明	H21.6.19	(税理士)	八王子税務署長	非